



様式第16号(第12条関係)

平成26年4月28日

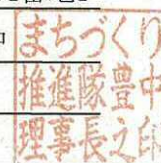
三豊市長 様

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地1

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 藤田 芳廣

電話番号 0875-62-5210



地域内分権推進交付金実績報告書

平成25年4月30日付け三政田第567号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 9, 252, 340円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成25年度 事業報告書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

団体名又は法人の名称 まちづくり推進隊豊中

1 事業の成果

本格稼働できるように事務局の体制も整え、平成25年4月より本格的に活動を開始する。また、まちづくり推進隊豊中に4部会を立ち上げる。環境保全部会・地域交流部会・安全防災部会・健康福祉部会の4部会である。会員には、それぞれの希望する部会に入ってもらい具体的に独自事業を積極的に行ってもらう。地域の把握できた事業とまちづくり推進隊豊中と共催し、より効果的な事業の展開を図った。

2 個別事業報告

事業名	まちづくり推進隊豊中会員等へのアンケート調査		
事業内容	まちづくり推進隊豊中会員等を対象に、豊中町のまちづくりに対する期待や自主事業等についてアンケート調査を実施し、今後の自主事業の実施に向けたアイデアを育み、地域の活性化となる事業計画に反映させることを目的に行った。		
活動時期及び回数	5月～6月		
活動場所	豊中町		
受益者	会員、町内の各種団体	従事人数	役員、事務局他
決算額	受取補助金 2,750円	通信運搬費	2,750円
		計	2,750円

事業名	防災資機材		
事業内容	小学校校区自主防災組織の育成を図るため、訓練に必要な共通する資機材を揃え訓練時に貸出しを行う。訓練については、日時が合わず実施できなかったため、次年度の早い時期に訓練を行う予定である。		
活動時期及び回数	随時		
活動場所	豊中町全域		
受益者	豊中町民	従事人数	役員、事務局他
決算額	受取補助金 197,810円	消耗品費（拡声器）	16,637円
	（当初予算無し）	消耗品費（空気入れ）	2,673円
		消耗備品（水消火器代）	178,500円
		※@8,925×20本	
		計	197,810円

事業名	地域の各種団体との共催事業の実施		
事業内容	地域の各種団体と打合せ会等を通じて把握した事業で、まちづくり推進隊豊中と共催し、より効果的な事業の展開を図った。比地大地区の花火大会の実行委員と共催し、阿波踊りの「風来坊連」を招待し、踊っていただく。10月には県立農業経営高等学校の「拓心太鼓部」により秋祭りを盛り上げていただく。3月に不動の滝カントリーパークの「暮らし広場」で催しを行った際、共催としてシャトルバス4台の運行を提供した。		
活動時期及び回数	通年		
活動場所	豊中町全域		
受益者	町民	従事人数	役員、事務局他
決算額	受取補助金	461,440円	諸謝金（風来坊連） 150,000円
			諸謝金（拓心太鼓部） 50,000円
			賃借料（拓心太鼓部バス代） 50,000円
			賃借料（暮らし広場バス代） 210,000円
			諸謝金（保健師謝礼） 1,440円
			計 461,440円

事業名	広報の作成		
事業内容	まちづくり推進隊豊中について、町民の方々に幅広く知っていただくためにのぼりを作成し、10月の拓心太鼓や3月の暮らし広場の共催の時などにのぼりを立て広報した。また、まちづくり推進隊豊中の活動をまとめ、広報紙を作成し豊中町に全戸配布した。		
活動時期及び回数	10月・12月・3月		
活動場所	豊中町全域		
受益者	豊中町民	従事人数	役員、事務局他
決算額	受取補助金	113,250円	印刷製本費（広報紙） 68,250円
			※@19.5×3500部
			消耗備品（のぼり代） 45,000円
			※@2,250×20本
			計 113,250円

事業名	まちづくり推進隊豊中特別講演会の開催		
事業内容	徳島県神山町より、NPO法人グリーンバレー理事長 大南信也氏を講師として迎え、まちづくり活動についての特別講演会を行った。		
活動時期及び回数	12月18日 14:00～17:40		
活動場所	三豊市豊中コミュニティセンター		
受益者	会員及び三豊市まちづくり推進隊関係者	従事人数	71名
決算額	受取補助金	159,108円	諸謝金（講師手土産代） 1,630円
			諸謝金（講演料） 150,000円
			通信運搬費 7,180円
			消耗品費（ひも代） 298円
			計 159,108円

事業名	研修会の開催		
事業内容	指定管理者の指定を受ける前に、調理室が利用できるかどうか試験するため、調理道具類を購入し料理講習会を開催した。		
活動時期及び回数	12月18日		
活動場所	三豊市豊中コミュニティセンター調理室		
受益者	会員、役員	従事人数	役員、事務局他
決算額	受取補助金	11,475円	消耗備品 11,475円
			計 11,475円

事業名	先進地域への視察研修		
事業内容	特別講演会に、講師として迎えたNPO法人グリーンバレー理事長 大南信也氏が活動の拠点としている、徳島県名西郡神山町及び勝浦町を訪問し、地域活性化の参考となる新たな知識を学んだ。		
活動時期及び回数	2月26日		
活動場所	徳島県勝浦郡勝浦町及び名西郡神山町		
受益者	会員	従事人数	41名
決算額	受取補助金	143,762円	通信運搬費 5,340円
			賃借料（バス代、交通費） 89,222円
			研修費（施設入場料） 8,200円
			研修費（グリーンバレー）
			※@1,000×41名 41,000円
			計 143,762円

事業名	部会の設置		
事業内容	まちづくり推進隊豊中に部門別の4部会（地域交流部会・環境保全部会・安全防災部会・健康福祉部会）を設け、会員が希望する部会に入ってもらい、具体的に独自事業を行った。		
活動時期及び回数	毎月1回程度		
活動場所	会議室及び豊中町内		
受益者	会員及び役員	従事人数	会員及び役員
決算額	受取補助金	26,344円	印刷製本費 2,395円
			会議費（飲物代） 18,559円
			通信運搬費 4,340円
			消耗品費 1,050円
			計 26,344円

事業名	自治会連合会豊中支部		
事業内容	豊中町内の自治会間の連絡を密にし、相互に協調し地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とし、総会、理事会、県外研修を行った。		
活動時期及び回数	通年		
活動場所	豊中町全域		
受益者	自治会長	従事人数	事務局
決算額	受取補助金	465,000円	支払助成金 465,000円
	@5,000×93自治会		計 465,000円
	自治会連合会豊中支部(別会計)として事業を実施。		

事業名	防犯・防災、交通安全事業		
事業内容	既存の防犯灯の修繕、交通安全キャンペーン・パトロールの実施等を行った。		
活動時期及び回数	通年		
活動場所	豊中町全域		
受益者	豊中町民	従事人数	町民、事務局他
決算額	受取補助金	873,074円	食糧費(キャンペーン飲物代) 16,394円
			修繕費(防犯灯) 856,680円
			計 873,074円

事業名	公共施設管理事業		
事業内容	保健センターの消耗品の補充を行った。		
活動時期及び回数	通年		
活動場所	保健センター		
受益者	保健センター利用者等	従事人数	事務局他
決算額	受取補助金	26,371円	消耗品費(洗剤等) 7,255円
			消耗品費(トイレトペーパー代) 10,836円
			消耗品費(蛍光灯代) 8,280円
			計 26,371円

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

会 議 名	通常総会		
開 催 日 時	平成25年4月23日 19時00分～20時10分	出席状況	41人
審 議 及 び 議 決 内 容	平成24年度事業実績報告について 平成24年度収支決算について 平成25年度事業計画(案)について 平成25年度収支予算(案)について		

会 議 名	第1回臨時総会		
開 催 日 時	平成25年10月1日 19時00分～20時00分	出席状況	58人
審 議 及 び 議 決 内 容	規約の一部変更(案)について 特定非営利活動法人(NPO 法人)まちづくり推進隊豊中の設立について		

会 議 名	第2回臨時総会		
開 催 日 時	平成26年3月7日 19時00分～20時00分	出席状況	50人
審 議 及 び 議 決 内 容	平成26年3月31日を以てまちづくり推進隊豊中の活動を休止することについて 平成26年6月30日を以てまちづくり推進隊豊中を解散することについて まちづくり推進隊豊中の残余財産を特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中へ寄付することについて 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中への会員加入について		

会 議 名	第7回理事会		
開 催 日 時	平成25年4月12日 19時00分～20時45分	出席状況	10人(内監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1回まちづくり推進隊豊中総会について		

会 議 名	第8回理事会		
開 催 日 時	平成25年5月22日 19時00分～21時00分	出席状況	9人(内監事1人)
審 議 及 び 議 決 内 容	各種団体へのアンケート調査について 臨時又はパートタイム職員の雇用について		

会 議 名	第9回理事会		
開 催 日 時	平成25年6月17日 19時00分～21時10分	出席状況	9人(内監事1人)
審 議 及 び 議 決 内 容	パートタイム事務職員の雇用について 独自事業等の実施について		

会 議 名	第10回理事会		
開 催 日 時	平成25年7月18日 19時00分～21時10分	出席状況	11人(内監事1人)
審 議 及 び 議 決 内 容	部会の構成について 独自事業等の実施について		

会 議 名	第11回理事会		
開 催 日 時	平成25年8月22日 19時00分～21時40分	出席状況	10人(内監事1人)
審 議 及 び 議 決 内 容	独自事業の実施について 啓発用グッズの製作について まちづくり推進隊豊中の特定非営利活動法人(NPO法人)移行について		

会 議 名	第12回理事会		
開 催 日 時	平成25年9月11日 19時00分～22時03分	出席状況	12人(内監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	独自事業等の実施について 平成25年度まちづくり推進隊豊中第1回臨時総会の開催について		

会 議 名	第13回理事会		
開 催 日 時	平成25年9月24日 19時00分～21時00分	出席状況	10人(内監事1人)
審 議 及 び 議 決 内 容	まちづくり推進隊豊中規約の一部改正(案)について 第1回まちづくり推進隊豊中臨時総会について 独自事業等の実施について 第9回とよなか秋のまつり共催事業について		

会 議 名	第14回理事会		
開 催 日 時	平成25年10月15日 19時00分～21時00分	出席状況	10人(内監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパークの指定管理申請について		

会 議 名	第15回理事会		
開 催 日 時	平成25年11月15日 19時00分～21時15分	出席状況	8人
審 議 及 び 議 決 内 容	広報紙の発行について 講演会、研修旅行について		

会 議 名	第16回理事会		
開 催 日 時	平成25年12月11日 18時00分～19時15分	出席状況	11人(内監事1人)
審 議 及 び 議 決 内 容	郷土料理研究会について		

会 議 名	第17回理事会		
開 催 日 時	平成26年1月16日 19時00分～20時50分	出席状況	10人(内監事1人)
審 議 及 び 議 決 内 容	三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパークの指定管理申請について ホームページの開設について 視察研修について		

会 議 名	第18回理事会		
開 催 日 時	平成26年2月12日 19時10分～21時08分	出席状況	10人(内監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	第2回まちづくり推進隊豊中臨時総会の開催について 自主事業、共催事業の実施について		

会 議 名	第19回理事会		
開 催 日 時	平成26年3月12日 19時00分～20時00分	出席状況	11人(内監事2人)
審 議 及 び 議 決 内 容	まちづくり推進隊豊中平成25年度事業実績見込み及び収支決算見込みについて まちづくり推進隊認定廃止届 第2回まちづくり推進隊豊中通常総会の開催について 自主事業、共催事業の実施について		

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

まちづくり推進隊豊中
理事長 藤田 芳廣 様

平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書(NPOの場合は、活動計算書)及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

26 年 4 月 7 日

まちづくり推進隊豊中

監事 三野 永 

監事 十川 剛 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成26年4月30日

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地1

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 藤田 芳廣

電話番号 0875-62-5210



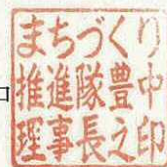
決 算 報 告 書

第 2 期

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

まちづくり推進隊豊中



香川県三豊市豊中町本山甲201番地1

財 産 目 録

まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位 : 円)
平成26年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	30,000		
普通 預金	2,371,389		
現金・預金 計	2,401,389		
流動資産合計		2,401,389	

【固定資産】

(有形固定資産)			
機械及び装置	387,629		
有形固定資産 計	387,629		
固定資産合計		387,629	
資産の部 合計		2,789,018	

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金	2,391,660		
預り金 (源泉所得税)	9,340		
流動負債 計		2,401,000	
負債の部 合計		2,401,000	

正味財産

388,018

貸 借 対 照 表

まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成26年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	2,391,660
小口 現金	30,000	預り金 (源泉所得税)	9,340
普通 預金	2,371,389	流動負債 計	2,401,000
現金・預金 計	2,401,389	負債の部合計	2,401,000
流動資産合計	2,401,389	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	524,447
機械及び装置	387,629	当期正味財産増減額	△ 136,429
有形固定資産 計	387,629	正味財産 計	388,018
固定資産合計	387,629	正味財産の部合計	388,018
資産の部合計	2,789,018	負債・正味財産の部合計	2,789,018

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

まちづくり推進隊豊中

[税込] (単位: 円)

全事業所

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取補助金

9,252,340

【その他収益】

受取利息

381

経常収益 計

9,252,721

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計

0

(その他経費)

諸謝金

353,070

印刷製本費(事業)

70,645

会議費(事業)

18,559

通信運搬費(事業)

19,610

消耗備品(事業)

234,975

消耗品費(事業)

47,029

食糧費(事業)

16,394

修繕費(事業)

856,680

賃借料(事業)

349,222

研修費

49,200

支払助成金

465,000

その他経費計

2,480,384

事業費 計

2,480,384

【管理費】

(人件費)

給料手当

4,743,242

役員議事報償費

390,000

法定福利費

633,758

人件費計

5,767,000

(その他経費)

印刷製本費

158,530

会議費

33,424

旅費交通費

1,840

車両費

75,125

車両燃料費

12,701

通信運搬費

225,987

消耗備品

17,960

消耗品費

260,019

新聞図書費

24,150

減価償却費

136,810

保険料

98,500

リース料

92,820

租税公課

3,900

その他経費計

1,141,766

管理費 計

6,908,766

経常費用 計

9,389,150

当期経常増減額

△ 136,429

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

△ 136,429

経理区分振替額

0

当期正味財産増減額

△ 136,429

前期繰越正味財産額

524,447

次期繰越正味財産額

388,018

全役員名簿

（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊豊中

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を 受けた期間
理 事 長	藤田 芳廣	三豊市豊中町本山甲 1 9 3 9 番地 1	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
副理事長	大西 啓幸	三豊市豊中町本山乙 7 7 番地 2	平成25年4月1日～ 平成26年3月9日	無
副理事長	近藤 八重子	三豊市豊中町比地大 1 2 3 6 番地	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理 事	大森 士郎	三豊市豊中町岡本 1 4 2 番地	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理 事	近藤 恵子	三豊市豊中町下高野 1 5 7 5 番地	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理 事	森 健	三豊市豊中町比地大 2 5 5 0 番地 1	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理 事	大西 元子	三豊市豊中町笠田笠岡 2 8 8 3 番地 1	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理 事	千秋 泰啓	三豊市豊中町笠田笠岡 5 8 9 番地 2	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理 事	金子 忠弘	三豊市豊中町上高野 4 0 9 8 番地 7	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理 事	藤田 薫	三豊市豊中町本山甲 1 4 7 6 番地 3	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
監 事	三野 求	三豊市豊中町岡本 2 5 0 3 番地	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
監 事	十川 剛	三豊市豊中町比地大 9 6 7 番地 1	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無

まちづくり推進隊豊中 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊豊中と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市豊中町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市豊中町外に在住する個人、又は団体若しくは法人
- 2 一般会員は、総会に出席し、第20条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条に規定する退会届の提出をしたとき。
- (2) 第9条の規定により除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市豊中町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第10条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事5人以上10人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第11条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第12条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第13条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事又は監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第16条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第17条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第18条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第39条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第43条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事の選任又は解任

(6) 監事の選任又は解任

(7) 理事及び監事の職務及び報酬

(8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項（開催）

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 12 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

（議長）

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

（定足数）

第 24 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

（議決）

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 26 条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 24 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 45 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 29 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 12 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
- 4 前項の規定に関わらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 38 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 39 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 41 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 42 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後 1 月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 45 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 46 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第47条 この団体の活動区域は、香川県三豊市豊中町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第48条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第11条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第13条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立当初の役員の報酬等は、第16条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この団体の設立初年度の通常総会は、第21条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 6 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この団体の設立当初の事業年度は、第44条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

これは規約に相違ありません。

平成26年4月30日

団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 藤田 芳廣

